

2018年度 議案別議決権行使状況 (国内株式)

[2018年7月～2019年6月の株主総会議案に対する議決権行使]

株式会社 リそな銀行

信託財産(国内株式)にかかる投資先企業の株主総会議案については、以下のとおり議決権を行使しましたので、お知らせ致します。

□取締役選任、監査役選任については、1候補者につき1議案として集計しています。

1. 会社提案議案に対する行使件数

		合計				反対比率 (前年)	
		賛成	反対	棄権	白紙委任		
会社機関に関する議案	取締役の選解任	15,325	1,646	0	0	16,971	9.7% (8.3%)
	監査役の選解任	2,186	448	0	0	2,634	17.0% (9.0%)
	会計監査人の選解任	56	0	0	0	56	0.0% (0.0%)
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	663	125	0	0	788	15.9% (17.3%)
	退任役員退職慰労金の支給	96	81	0	0	177	45.8% (20.6%)
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,373	92	0	0	1,465	6.3% (4.8%)
	組織再編関連(※2)	50	0	0	0	50	0.0% (0.0%)
	買収防衛策の導入・更新・廃止	18	54	0	0	72	75.0% (61.3%)
	その他資本政策に関する議案(※3)	47	2	0	0	49	4.1% (3.8%)
定款に関する議案		486	15	0	0	501	3.0% (3.7%)
その他の議案		1	0	0	0	1	0.0% (100%)
合計		20,301	2,463	0	0	22,764	10.8% (8.6%)

2. 株主提案議案に対する行使件数

	合計				賛成比率 (前年)	
	賛成	反対	棄権	白紙委任		
合計	12	136	0	0	148	8.1% (3.1%)

(※1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

3. 議決権行使の概況

- ・ 2018年度(2018年7月～2019年6月)に株主総会が開催された行使対象企業2,142社の総会議案すべてに対し、議決権を行使しました。個別議案の行使判断を行うにあたっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえたうえで、弊社の「議決権に関する具体的行使基準(以下、行使基準)」に則り審議を行いました。
- ・ 今回行使した会社提案の議案数は22,764議案で、行使対象企業が増加したことや改選期の監査役が多い年であったこと等から前年度に比べて1,569議案増加しました。また、株主提案の議案数は、148議案で前年度に比べて11議案減少しました。なお、取締役選任、監査役選任については、1候補者につき1議案として集計しています。
- ・ 会社提案(合計)に対する反対比率は、10.8%で前年度に比べて2.2%上昇する結果となりました。行使基準を厳格化したことから「取締役の選解任」、「監査役を選解任」、「退任役員退職慰労金の支給」「買収防衛策の導入・更新・廃止」の反対比率が上昇したことが要因と分析しています。
- ・ 「取締役の選解任」では、取締役会構成等の妥当性・適切性、会社の業績や資本効率、社外取締役の独立性等の妥当性を審議し、問題があると判断した場合は反対しています。取締役会に独立性のある社外取締役2名の選任を求めるよう行使基準を厳格化したことから、反対比率は上昇しました。
- ・ 「監査役を選解任」では、社外監査役の独立性等の妥当性を審議し、問題があると判断した場合は反対しています。社外役員独立性要件として取引所への独立役員届出を求めたことから反対比率が上昇しました。また、監査役総数や社外監査役を減員するに際して十分な説明がない場合、監査役を含めたガバナンス体制構築の責任は取締役会にあることを勘案し、代表取締役の選任に反対しています。
- ・ 「役員報酬」では、役員報酬等の水準、仕組み等妥当性を審議し、社外取締役、監査役等に対する役員賞与の支給・ストックオプション付与について反対していますが、固定報酬としての株式報酬については独立性に影響ない範囲で支払う場合は賛成しています。「退任役員退職慰労金の支給」では、社外取締役や監査役等に対する支給については、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給も含め、全て反対するよう行使基準を厳格化したことから反対比率は大幅に上昇しました。
- ・ 「剰余金の処分」では、株主還元策、内部留保等の水準の妥当性を審議し、問題があると判断した場合は反対しています。また、株主総会ではなく取締役会で配当を決定する企業について、問題があると判断した場合は取締役の再任に反対しています。
- ・ 「買収防衛策の導入・継続・廃止」は、その目的や内容が株主価値向上に資するものか十分に検討し、その発動を含めた運営において少数株主の立場に立って客観的かつ適切な判断を下せる体制または仕組みが担保されていないと判断した場合は反対しています。買収防衛策に対する行使基準は厳格化したことから反対比率は上昇しました。
- ・ 株主提案については、中長期の株主価値向上に資するものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討し、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮しています。結果として、株主提案に対する賛成件数は前年度比で増加しました。

※ 個別の投資先企業及び議案ごとの行使内容及び会社提案に対する反対理由(株主提案は賛成理由)につきましては、「議決権行使結果の個別開示」をご覧ください。

4. 利益相反管理

- ・ 議決権行使結果については、弊社の利益相反管理方針に則って社外第三者で構成される責任投資検証会議の検証を受け、利益相反の観点から問題がないことを確認しました。
- ・ なお、りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ株式会社については、弊社の「議決権に関する具体的行使基準」に基づき第三者である助言会社の助言を受けて行使しました。